

編 修 規 程

(総 則)

第1条 本規程は、会誌（電気学会誌、電気学会部門誌）の企画・編修・発行に係わる事項を定めるものである。

(発行回数等)

第2条 会誌は、原則として毎月1回発行する。

2. 会誌のうち、電気学会部門誌は専門分野を考慮した部門ごとの分冊とする。

(会誌の内容)

第3条 電気学会誌には、特集、座談会、解説など、幅広い分野の会員を対象とした記事を掲載する。

2. 電気学会部門誌には、専門性の高い論文、資料、研究開発レター（以下論文等という）と、部門の会員を対象とした記事を掲載する。
3. 電気学会誌と部門誌に掲載する記事の項目と内容分類の指標は、別に定める「会誌掲載記事の申し合わせ」による。

(会誌編修の所管)

第4条 電気学会誌の編修は、編修委員会が行う。掲載題目、執筆内容、執筆者、閲読者の決定等については、別に定める「編修委員会運営要綱」「電気学会誌編修の申し合わせ」による。

2. 電気学会部門誌の編修は、編修会議、部門役員会の編修指針をもとに、部門編修委員会が行う。論文等の査読、掲載記事の決定等については、別に定める「部門規程」による。

(会誌への寄稿ならびに投稿)

第5条 電気学会誌への寄稿の採否は、編修委員会で決定する。採否の判定および執筆については、別に定める「電気学会誌編修の申し合わせ」「電気学会誌寄稿の手引き」による。

2. 電気学会部門誌への寄稿および投稿論文等の採否は、部門編修委員会で決定する。採否の判定および執筆については、別に定める「部門規程」による。

(著作権等)

第6条 会誌に掲載される記事等の著作権に関する基本事項は、編集・規程3「著作権規程」による。

2. 論文投稿者、解説等の寄稿者に対する著作権の周知は、別に定める「電気学会誌寄稿の手引」「電気学会部門誌寄稿の手引」ならびに「電気学会部門誌投稿の手引」による。

(付則)

1. 本規程は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本規程は平成8年1月24日、理事会において改定。
3. 本規程は平成8年1月24日より施行する。
4. 本規程は平成12年10月18日、理事会において改正。
5. 本規程は平成12年10月18日より施行する。